

議案第31号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年3月9日

三朝町長 吉田秀光

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が5千円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の合計額が5千円を超える場合にあっては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が5千円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の合計額が5千円を超える場合にあっては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p>

(1)及び(2) 略

(1)及び(2) 略

(3) 所得税第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金

(4) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（当該法人に主たる目的である業務に関するものに限る。）

(5) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関するに限る。）

(6) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人（第2号に掲げるものを除く。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関するものに限る。）

(7) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関するものに限る。）

(8) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関するものに限る。）

(9) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関するものに限る。）

(10) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関するものに限る。）

(11) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

2 略

附 則

第1条～第4条 略

(公益法人等に係る町民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第40条第3項後段(同条第6項から第9項までの規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(租税特別措置法第40条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(租税特別措置法第40条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割を課する。

第5条～第21条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(寄附金税額控除の特例)

2 施行日の前日までにこの条例の規定による改正前の三朝町税条例第34条の7第1項第3号から第12号までに掲げる寄附金又は金銭については、同条の規定は、なおその効力を有する。

(12) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動法人に係る事業に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)

2 略

附 則

第1条～第4条 略

(公益法人等に係る町民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第9項までの規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(租税特別措置法第40条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(租税特別措置法第40条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割を課する。

第5条～第21条 略